消費者ホットライン

局番なしの いや や！

188

高齢者を見守る皆さまへ

高齢者を契約などの消費者トラブルから守るために、実際の事例などを参考に、身近な生活のちょっとした異変への気づき、声かけをお願いします。

トラブルが疑われる場合は、消費者ホットラインにつないで下さい☎

地域で見守り

STEP 01 気づき → STEP 02 声かけ → STEP 03 相談につなぐ

＜消費者トラブル事例＞

1. 訪問販売（点検商法）

2. 送りつけ商法

3. 架空請求

4. インターネット通販トラブル

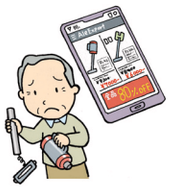

5. しつこい電話勧誘

6. 訪問購入（押し買い）

被害が拡大する前に、本人の意思を尊重しつつ、相談窓口へ連絡することを勧めましょう。

商品やサービスの契約トラブル、
悪質商法のトラブルで相談したい場合は…

音声ガイダンスに従って
郵便番号を入力するだけ
最寄りの消費生活相談窓口に
つながります

消費生活相談窓口は
県内の全市町村にあります
県の相談窓口もあります

お住まいの地域の消費生活センターや、その他の連絡先など
必要に応じて事前に確認し、記載しておきましょう。

MEMO

GIFU

制作：岐阜県環境生活部県民生活課　　TEL：(058) 272－8204
協力：特定非営利活動法人　岐阜県居宅介護支援事業協議会